

議案第7号

加西市職員等旅費条例の一部を改正する条例の制定について

加西市職員等旅費条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市職員等旅費条例の一部を改正する条例

加西市職員等旅費条例（昭和 42 年加西市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、東京都内の宿泊料は、実費（当該宿泊料の額が 1 夜につき 15,000 円を超えるときは、15,000 円）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の加西市職員等旅費条例の規定は、施行日以後の宿泊料から適用し、施行日前の宿泊料については、なお従前の例による。

(審議資料)

近年の物価価格の高騰により、特に東京都内の宿泊料金が高騰し、現行の宿泊料では実費弁償として不足するため、東京都内の公務出張にかかる宿泊料を改正するもの。

【概要】

- ・東京都内の宿泊料

	現行	改正案
特別職	13,000 円	実費（上限 15,000 円）
一般職	11,000 円	